

## 計画書

鹿児島都市計画，吉田都市計画，喜入都市計画，松元都市計画及び郡山都市計画  
都市計画区域の整備，開発及び保全の方針の変更

都市計画区域の整備，開発及び保全の方針を次のように変更する。

「鹿児島市域 都市計画区域の整備，開発及び保全の方針」（別添のとおり）

## 理 由

鹿児島・吉田・喜入・松元・郡山の都市計画区域においては，平成16年に「都市計画区域の整備，開発及び保全の方針（以下，区域マスタープラン）」を策定し，鹿児島都市計画区域マスタープランについては，平成26年の区域区分（線引き）見直し等に合わせ見直しを行っている。

これまで，各区域マスタープランの基本理念及び基本目標に基づいて都市づくりに取り組んできたが，当初策定以降，おおむね20年を迎えることから，広域的・根幹的な都市計画の方向性を示す役割を明確化するため，5つの区域マスタープランを一体化するとともに，都市計画基礎調査の結果や上位計画の策定等を踏まえた見直しを行うものである。

鹿児島市域  
都市計画区域の整備，開発  
及び保全の方針

鹿児島都市計画区域  
吉田都市計画区域  
喜入都市計画区域  
松元都市計画区域  
郡山都市計画区域

鹿児島県

## 《 目 次 》

1. 広域的な位置付け	
1) 県における鹿児島市の位置付け	1
2) 各都市計画区域の位置付け	1
2. 基本的な考え方	
1) 現状と課題	3
3. 都市計画の目標	
1) 都市づくりの基本理念	3
2) 地域毎の市街地像	5
4. 区域区分の決定の有無及び区域区分を定める際の決定の方針	
1) 区域区分の決定の有無	6
① 区域区分を定める理由（鹿児島都市計画区域）	6
② 区域区分を定めない理由（吉田，喜入，松元，郡山都市計画区域）	6
2) 区域区分の方針	7
① 概ねの人口	7
② 産業の規模	7
③ 市街化区域の概ねの規模及び現在市街化している区域との関係	7
5. 主要な都市計画の決定の方針	
1) 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針	7
① 主要用途の配置の方針	7
② 市街地における建築物の密度の構成に関する方針	8
③ 市街地における住宅建設の方針	9
④ 特に配慮すべき問題等を有する市街地の土地利用の方針	9
⑤ その他の土地利用の方針	10
2) 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針	11
① 交通施設の都市計画の決定の方針	11
② 下水道及び河川の都市計画の決定の方針	13
③ その他の都市施設の都市計画の決定の方針	14
3) 市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針	15
① 主要な市街地開発事業の決定の方針	15
② 市街地整備の目標	15
4) 自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針	15
① 基本方針	15
② 主要な緑地の配置の方針	16
③ 実現のための具体の都市計画制度の方針	16
④ 主要な緑地の確保目標	17
• 附 図	18

## 1. 広域的な位置付け

### 1) 県における鹿児島市の位置付け

鹿児島市は鹿児島県の県都であり、鹿児島湾に面し、海を隔てた桜島を含んだ東西約 33km、南北約 51km の都市で、日本の南に位置しており、古くからアジアをはじめとした海外との交流拠点として栄え、世界文化遺産「明治日本の産業革命遺産」の構成資産を有する等、世界に誇りうる個性にあふれた歴史と文化が築かれている。

また、日本列島をつなぐ新幹線の南の発着点である鹿児島中央駅をはじめ、九州縦貫自動車道や南九州西回り自動車道等の広域道路網、離島航路の発着機能を持つ鹿児島港等、国内外との交流を支える基盤が備わり、市街地の眼前に広がる雄大な桜島等の世界的にも稀有な自然景観をはじめ、魅力あるウォーターフロントや多彩な自然資源に恵まれ、業務・商業機能等の都市機能が集積した魅力ある都市空間が形成されている。

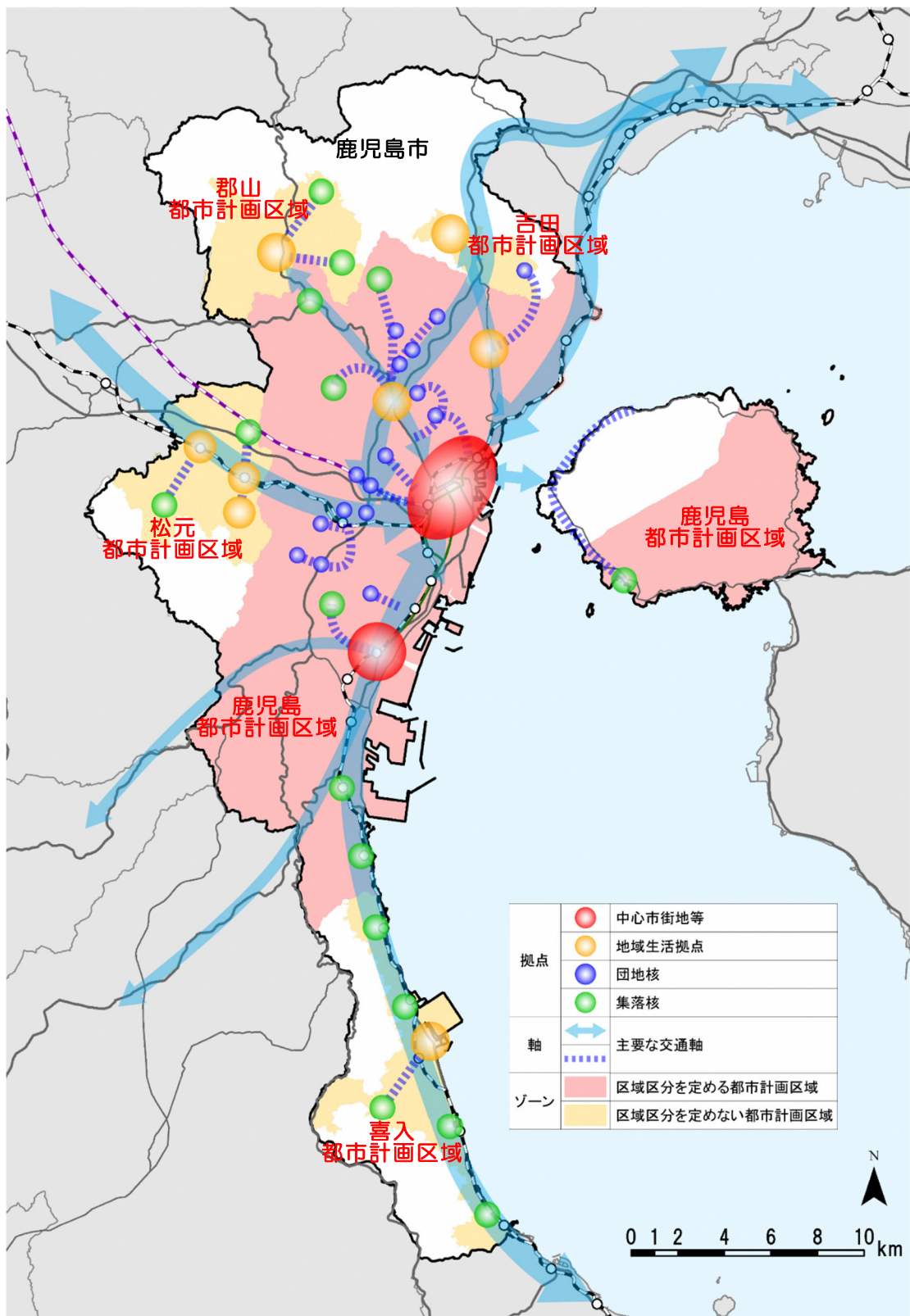
このような中で、人口約 60 万人を有する中核市である鹿児島市は、県都として、また、かごしま連携中枢都市圏の中心都市としての役割を担っており、その都市域である鹿児島、吉田、喜入、松元及び郡山都市計画区域（以下「本5区域」という。）は、多様な都市機能の集積等によって地域の持続的な発展を牽引し、「交流連携で活力あるかごしま県土づくり」の実現に資することが求められている。

### 2) 各都市計画区域の位置付け

本区域マスタープランの対象となる都市計画区域の範囲及び規模等は次のとおりであり、鹿児島都市計画区域を中心に、吉田、喜入、松元及び郡山都市計画区域の各拠点間を結ぶ広域的なネットワークが形成されている。

都市計画区域	範囲	位置付け	規模 (ha)
鹿児島	旧鹿児島市の行政区域全域	鹿児島市の概ね中央部に位置し、行政、業務、商業等の多様な都市機能が集積し、本県において中心的な都市となっている。	29,021
吉田	旧吉田町の行政区域の一部	鹿児島市の北部に位置し、大原地区の県道鹿児島吉田線沿道が地域の生活拠点となっている。	650
喜入	旧喜入町の行政区域の一部	鹿児島市の南部に位置し、喜入支所周辺が地域の生活拠点となっている。	2,905
松元	旧松元町の行政区域の一部	鹿児島市の西部に位置し、JR 薩摩松元駅周辺等が地域の生活拠点となっている。	3,171
郡山	旧郡山町の行政区域の一部	鹿児島市の北西部に位置し、郡山支所から郡山小学校にかけての県道伊集院蒲生溝辺線沿道が地域の生活拠点となっている。	2,740





都市構造のイメージ

## 2. 基本的な考え方

### 1) 現状と課題

#### ○ 人口減少，超高齢社会への対応

鹿児島市総人口の約 99%を占める本 5 区域においても，県全体と同様に人口減少，少子高齢化が進行している状況である。

今後も地域の特性に応じた拠点の形成や，交通体系の構築等により，人口減少や超高齢社会の進行に対応した誰もが安心して暮らせる都市づくりが求められている。

#### ○ 広域的な交流ネットワークの構築

JR九州新幹線及び JR 鹿児島本線等の鉄道，九州縦貫自動車道や南九州西回り自動車道等の広域道路網，鹿児島港の港湾施設等の広域的な交通施設が整備されている。

今後も，都市機能の適切な分担と合わせて，広域的な交流ネットワークの構築が求められている。

#### ○ 活力ある都市づくり

人口減少・超高齢社会の進行により，経済規模や生産力といった商工業の基盤は今後縮小していくと予想されている。

今後の社会経済情勢に対応するには「地域の稼ぐ力」の向上や個性を生かした魅力ある都市づくりが求められている。

#### ○ 安心安全に暮らせる都市づくり

地理的条件から大雨や台風での被害を受けやすく，シラスなどの特殊土壌地帯が多い地質のため大規模な土砂災害が生じ被害が大きくなる傾向があり，また，世界有数の活火山である桜島は大正噴火級の大規模噴火に対する警戒を要する時期に入ったとされている。

こうした大規模自然災害等に対応するため，防災・減災対策を進めるとともに，あらゆる人々が利用できるよう，ユニバーサルデザインの考え方を踏まえた公共空間の形成が求められている。

#### ○ 自然的環境の整備・保全及び良好な都市景観の形成

本 5 区域の緑は，国立公園に指定されている桜島や市街地を取り巻く山林，田園風景を有する一団の農地等の面的な緑，錦江湾に面する連続した斜面緑地や河川沿いの緑地等の線的な緑，城山の樹林地や風致地区等の拠点となる緑で形成されている。

都市景観については，鹿児島市景観計画等に基づいた景観形成の取組が進められ，地域特有の景観や歴史的価値のある建造物等の景観の保全等が行われている。

今後も自然・歴史・文化資源等を生かしながら，緑あふれる都市環境や良好な都市景観の形成が求められている。

## 3. 都市計画の目標

### 1) 都市づくりの基本理念

今後の都市づくりには，将来にわたって健全な暮らしや行財政運営が可能とな

るような取組，情報通信等の技術革新への対応，民間活力を生かした都市づくり等による持続可能な都市経営の実現が求められている。また，課題解決に向けた住民等との協働による取組も求められているところである。

これらを踏まえて，次の2つを都市づくりの基本理念とする。

### 『成熟した持続可能な都市づくり』

「成長・拡大の都市づくり」から「成熟・持続可能な都市づくり」への転換を図り，人口減少・超高齢社会が進行する中においても，時代の変化に対応し，将来にわたって健全な暮らしが可能となるよう「都市経営」の視点を取り入れながら，活力を生み出す都市づくりに取り組む。

### 『多様な主体による協働の都市づくり』

市民や地域団体，大学，事業者，行政等の多様な主体が自ら考え，協力しながら，一体的に取り組めるよう「地域共創」の視点を取り入れながら，地域の価値を向上させる都市づくりに取り組む。

これらの都市づくりの基本理念のもと，前述の課題に対応していくため，次の5つを都市づくりの基本目標として設定する。

#### ■コンパクトで暮らしやすい都市

中心市街地や地域の拠点等に都市機能を誘導するとともに，交通の利便性の高い地域等に居住を誘導することによって，歩いて暮らせるコンパクトなまちづくりを進める。

また，増加する空き家や空き地等は都市づくりの資源として活用を図るほか，公共施設等は長期的な視点をもって更新や長寿命化等を計画的に行うとともに，整備・運営に民間資金等の導入を進める。

#### ■快適で移動しやすい都市

主要幹線道路の整備等により市民活動を支える道路交通環境の形成を図るとともに，利便性・効率性が高い公共交通環境の形成を図る。また，誰もが安全で快適に移動できる交通環境の形成や，車中心から人中心への交通環境の転換を図る。

#### ■にぎわいと活力のある都市

中心市街地等への都市機能の集積により，県都としてふさわしい広域的な拠点形成を図るとともに，居心地がよく歩きたくなる環境づくりや地域資源を活用した観光振興等により，都市の活力の向上を図る。また，産業の成長を図る都市づくりを進めるとともに，多様で柔軟な働き方を進める仕組みづくりや，次世代を育む生活環境の形成を図る。

#### ■安心・安全な都市

風水害，桜島の噴火や降灰，地震，火災等の災害に強く，大規模な自然災害が発生した際には早期に復旧・復興ができる都市の形成を図る。また，地域の

防犯体制の向上等，暮らしの安全に配慮した都市の形成を図る。

■自然・歴史・文化を生かした都市

歴史・文化資源や自然環境を保全・活用して良好な都市景観や自然環境と触れ合う場等を形成し，魅力あふれる都市の形成を図る。また，緑豊かな美しい都市づくりに取り組み，うるおいと彩りを感じられる環境の創出を図るとともに，「ゼロカーボンシティかごしま」の実現に向けて，脱炭素型の環境に配慮した効率的な都市の形成を図る。

2) 地域毎の市街地像

① 中心市街地等

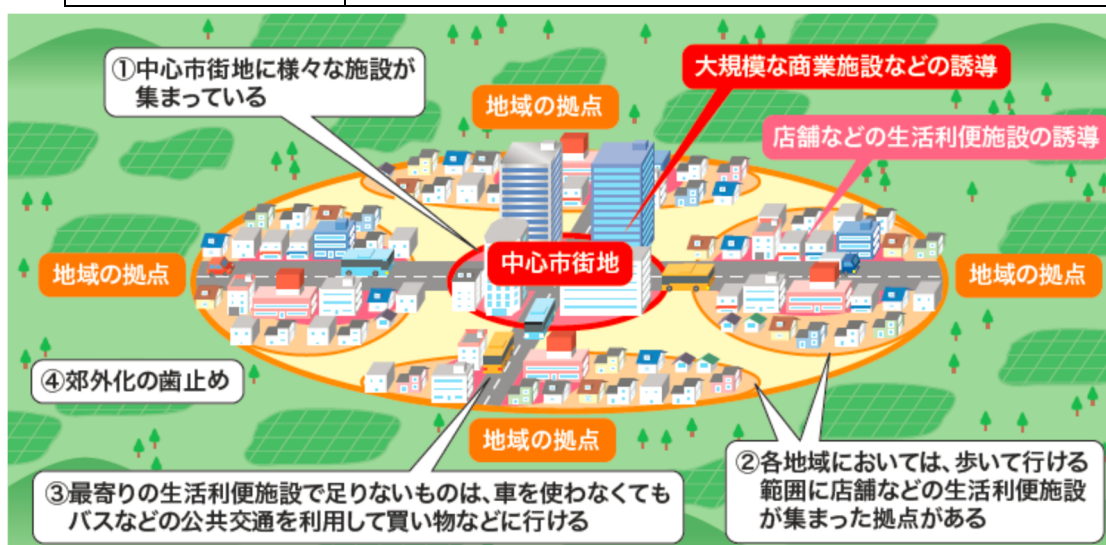
高次都市機能や多様な都市機能の集積による拠点機能の強化を図るとともに，広域交流機能の集積を生かしてにぎわいあふれる交流拠点の形成を図る。

都市計画区域	中心市街地等
鹿児島	鹿児島中央駅地区，いづろ・天文館地区，上町・ウォーターフロント地区，谷山駅周辺地区

② 地域の拠点

地域生活拠点では，都市機能の集約による拠点機能の充実を図るとともに，団地核では，生活利便施設の集約による拠点の形成を図るほか，集落核では，小～中規模の店舗等の誘導による生活利便性の確保を図る。

都市計画区域	地域生活拠点
鹿児島	吉野支所周辺，伊敷支所周辺
吉田	大原地区の県道鹿児島吉田線沿道
喜入	喜入支所周辺
松元	松元支所・薩摩松元駅周辺，上伊集院駅周辺，春山小学校周辺
郡山	郡山支所から郡山小学校にかけての県道伊集院蒲生溝辺線沿道



市街地形成のイメージ

#### 4. 区域区分の決定の有無及び区域区分を定める際の決定の方針

##### 1) 区域区分の決定の有無

鹿児島都市計画区域に区域区分を定める。

吉田，喜入，松元，郡山都市計画区域においては，区域区分を定めない。

##### ① 区域区分を定める理由（鹿児島都市計画区域）

区域区分を定めるとした根拠
<ul style="list-style-type: none"><li>• 本県の県庁所在地であり，南九州における広域的な拠点として古くから行政，業務，商業の機能が集積しているとともに，教育，医療，文化機能が充実している。また，陸・海・空の交通結節点であり，九州縦貫自動車道や南九州西回り自動車道等の広域道路網，九州新幹線等により，南に開かれた広域拠点都市として発展している。</li><li>• 中核市の中心地で 546 千人の人口を有し，都市の規模は大きいと判断できる。今後は人口減少傾向が予想されるが，広域的な拠点性の高まりに対応した計画的なまちづくりを継続して進めていく必要がある。</li><li>• 将来の土地需要については，都市の活力向上のために必要となる産業用地を確保しつつ，人口減少，超高齢社会の進行に対応した居住の誘導や都市機能の集約を進め，「ゼロカーボンシティかごしま」の実現に向けた取組にも十分配慮し，歩いて暮らせるコンパクトな都市づくりを推進する必要がある。</li><li>• 市街化区域周辺部において，ある程度の規模を持って開発の可能性のある空地が残存しており，急激に宅地化が進行している地区もあることから，無秩序な市街地の拡大の可能性はある。</li><li>• 土地区画整理事業等による面的整備が進んでいるものの，密集市街地や丘陵斜面等に基盤未整備市街地が残っており，今後も計画的な公共施設等の整備により，生活環境の改善を図る必要がある。</li><li>• 市街地周辺の丘陵部等に身近な緑地が多く存在しており，良好な自然的環境を有しているが，地形的に平野部が少なく，丘陵部まで開発が進み，都市全体として緑の減少が見られることから，都市内の緑を保全し，都市的土地利用の拡散を制限する必要がある。しかし，地域地区等による規制・誘導や農業振興地域の整備に関する法律，森林法，自然公園法の運用による土地利用規制だけでは，良好な自然的環境や農地が保全できないものと判断される。</li></ul>

##### ② 区域区分を定めない理由（吉田，喜入，松元，郡山都市計画区域）

区域区分を定めないとした根拠
<ul style="list-style-type: none"><li>• 人口は超高齢社会の進行等により，今後，減少すると予測される。</li><li>• 市街化動向については，土地利用の変化も少なく，農地転用や開発許可の動向から見ても，市街地の無秩序な拡大は見込まれないと判断される。</li><li>• 健全な都市形成及び魅力と個性あふれるまちづくりを行う上では，区域の大部分を占める市街地外の良好な自然的環境の保全を図っていく必要があるが，農業振興地域の整備に関する法律や森林法の土地利用規制等により，十分対処できるものと判断される。</li></ul>

## 2) 区域区分の方針

### ① 概ねの人口

鹿児島都市計画区域の将来における概ねの人口を次のとおり想定する。

区分		年次	2020年	2030年
都市計画区域内人口			546千人	概ね532千人
市街化区域内人口			501千人	概ね488千人

注) なお、市街化区域内人口は、保留された人口を含むものとする。

### ② 産業の規模

鹿児島都市計画区域の将来における産業の規模を次のとおり想定する。

区分		年次	2020年	2030年
生産規模	製造品 出荷額等		3,599億円	3,755億円
	商品販売額		23,816億円	23,460億円
就業構造	第一次産業		3.3千人 (1.3%)	2.7千人 (1.1%)
	第二次産業		39.0千人 (14.8%)	31.3千人 (12.8%)
	第三次産業		221.6千人 (84.0%)	210.3千人 (86.1%)

注) 製造品出荷額等については、従業者4人以上の事業所を対象とする。

なお、産業規模の増に伴う人口フレームの算定は行っていない。

### ③ 市街化区域の概ねの規模及び現在市街化している区域との関係

鹿児島都市計画区域における人口、産業の見通しに基づき、かつ市街化の現況及び動向を勘案し、2020年時点で市街化している区域及び当該区域に隣接し、概ね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域を市街化区域とすることとし、市街化区域の概ねの規模を次のとおり想定する。

年次	2020年	2030年
市街化区域面積	8,412ha	概ね8,378ha

注) 市街化区域面積は、2030年時点における人口の保留フレームに対応する市街化区域面積を含まないものとする。

## 5. 主要な都市計画の決定の方針

### 1) 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針

#### ① 主要用途の配置の方針

人口減少・超高齢社会や低未利用地の増加等が進行する中、土地利用と基盤施設の統合が図られたコンパクトな都市づくりを進めるため、居住や都市機能を集約・誘導する立地適正化を進めるとともに、活力にあふれ、個性豊かで魅

力ある都市づくりを目指す。

土地利用について、商業・業務地、工業地、住宅地について、それぞれのゾーン毎に、目的に応じた地域地区や地区計画等の活用を図る。

a 商業・業務地

ア 中心商業・サービスゾーン（中心市街地、谷山駅周辺地区）

商業・サービス施設を中心とした高次都市機能の集積や都心居住の誘導による都市拠点の形成を図る。

イ 広域交流・業務ゾーン（鹿児島港本港区、与次郎ヶ浜地区、県庁周辺等）

観光交流機能やスポーツ・娯楽レクリエーション機能等の集積によるにぎわいあふれる交流拠点の形成を図る。

ウ 地域商業・サービスゾーン（市街地平坦部の幹線道路沿道、団地核等）

日常生活に必要な商業・サービス機能の集約や都市型居住の誘導による地域の生活拠点の形成を図る。

b 工業地

ア 複合産業ゾーン（木材団地、金属団地、流通業務団地、鹿児島港新港区、鹿児島港谷山一区・谷山二区の一部、喜入石油備蓄基地、松元インターチェンジ周辺等）

従来からの産業や物流、港湾業務等の機能の保持・増進を図りつつ、交通の利便性を生かした複合的な土地利用を図る。

イ 工業ゾーン（鹿児島港谷山一区・谷山二区の臨海部の工業地）

工業系の土地利用に特化し、工業生産等の機能の保持、増進を図る。

c 住宅地

ア 職住共生ゾーン（市街地平坦部、紫原団地、その他住宅団地の幹線道路沿道等）

住宅を中心としながら、多様で柔軟な働き方を実現するため、多機能で利便性の高い都市型居住の誘導を図る。

イ 生活環境保全ゾーン（市街地外縁部の住宅団地等）

低層住宅を中心とした居住環境を維持・保全するとともに、ゆとりある良質な住宅地の形成を図る。

② 市街地における建築物の密度の構成に関する方針

a 商業・業務地

- ・ 中心商業・サービスゾーンについては、都市拠点の形成を図るため、高密度な土地利用を図る。
- ・ 広域交流・業務ゾーンについては、にぎわいあふれる交流拠点の形成を図るため、中密度な土地利用を図る。



- ・地域商業・サービスゾーンについては、地域の生活拠点の形成を図るため、中密度な土地利用を図る。

b 工業地

- ・複合産業ゾーンについては、従来からの産業や物流、港湾業務等の機能の保持・増進を図りながら、交通の利便性を生かした複合的な土地利用を図るため、高・中密度な土地利用を図る。
- ・工業ゾーンについては、低密度な工業団地として、整備あるいは環境保全を図る。

c 住宅地

- ・職住共生ゾーンのうち市街地中心部の住宅地及び計画開発地等で住宅の中・高層化が既に進行している地区については、高密度な土地利用を図るとともに、中高層化を誘導すべき地区や既成市街地の中でも密度の高い住宅地で、建物の更新等により環境改善を誘導すべき地区等については、中密度な土地利用を図る。
- ・生活環境保全ゾーンは、低層住宅を中心とした居住環境を維持・保全するとともに、ゆとりある良好な住宅地の形成を図るため、低密度な土地利用を図る。

③ 市街地における住宅建設の方針

中心市街地等において、都市機能が集積する利便性の高い地域特性を生かし、市街地再開発事業等による住宅供給等により、都心居住の誘導を図るとともに、市街地平坦部において、公共交通の利便性を生かした都市型居住の誘導を図るほか、住宅団地等において、良好な居住環境を生かし、ゆとりある居住を誘導する。なお、災害発生の高危険性が高い地域においては、新たな住宅の立地を抑制するとともに、住宅等の不燃化や耐震化等を進め、安全で快適な居住環境の形成を図る。

また、「ゼロカーボンシティかごしま」の実現に向け、環境性能の高い建築物を誘導する手法等について検討を行う。

④ 特に配慮すべき問題等を有する市街地の土地利用の方針

a 土地の高度利用に関する方針

中心市街地では、高次都市機能の集積を図るため、市街地開発事業等により土地の高度利用を図る。

b 用途転換、用途純化又は用途の複合化に関する方針

- ・都市基盤の整備された地区や新たに基盤整備を行う地区のうち必要な区域について計画的な用途の転換を図るとともに、適切な用途の配置に努める。
- ・工場等の土地利用転換の進展が著しい地域については、状況を踏まえ、住居系用途地域への見直しを行う。
- ・桜ヶ丘団地や伊敷団地などの幹線道路の沿道等においては、職住育近接型のまちづくりに向けて、団地核や周辺の居住環境との調和を図りながら、



居住環境向上用途誘導地区等の活用を図る。

c 居住環境の改善又は維持に関する方針

次のような方針のもと、居住環境の改善または維持に努める。

- ア 新たな住宅市街地形成に合わせて積極的に良好な居住環境の実現を図るべき地区
- ・土地区画整理事業施行地区については、事業実施による良好な生活環境の形成を図る。

イ 市街地の改造または建築更新の誘導などにより居住環境の向上を図るべき地区

- ・田上小学校周辺地区については、新川の河川改修等と整合を図りながら、生活環境の改善に向けて、土地区画整理事業について検討を行う。
- ・木造建築物密集地については、地区の雰囲気を残しつつ、都市防災に配慮し、建築物の建替えを進める方策について検討を行う。

ウ 良好な居住環境を維持すべき地区

- ・松陽台などの住宅団地等については、地区計画や建築協定等の活用により良好な居住環境の形成を図る。
- ・田園環境と調和した土地利用の誘導により、良好な居住環境を形成し、一定の整備水準を確保するため、開発許可の規模の引き下げ等について検討を行う。

d 都市内の緑地又は都市の風致の維持に関する方針

本5区域内の緑地の保全、都市の風致の維持の観点から、都市として守るべき緑地又は風致については、今後もその保全に努める。

⑤ その他の土地利用の方針

a 優良な農地との健全な調和に関する方針

農業生産基盤整備が実施された農地及び今後実施が見込まれる優良な農地については、関係機関との連携により、農業振興地域制度や農地転用許可制度等との調整を図り、長期的視野に立って秩序ある土地利用を進め、優良農地の確保・保全に努める。

b 災害防止の観点から必要な市街化の抑制に関する方針

土砂災害特別警戒区域等に指定された地域をはじめ、災害発生の危険性が高い地域では、災害を未然に防止する観点から、市街化を抑制する。また、土砂災害特別警戒区域等の区域が市街化区域に含まれる場合は、土地利用の状況等を勘案しつつ、当該区域を市街化調整区域に編入することについて検討を行う。

c 自然環境形成の観点から必要な保全に関する方針

桜島、城山、寺山風致地区、慈眼寺風致地区等は、自然環境及び自然景観

の保全に努める。また、桜島や磯の自然海岸，市街地を環状に取り巻く自然緑地は，自然地として風致の維持に努める。

d 秩序ある都市的土地利用の実現に関する方針

市街化調整区域の既存集落等においては、「鹿児島市市街化調整区域における住宅建築等に関する条例」の適切な運用により，集落機能の維持を図るとともに，集落核においては，小～中規模の店舗等の生活利便施設を誘導するため，都市計画提案制度による地区計画の活用や開発許可の運用見直し等について検討を行う。

また，用途地域を定めない地域において，生活環境や農業生産環境，集落景観等を保全するため，特定用途制限地域の活用を図る。

2) 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針

① 交通施設の都市計画の決定の方針

a 基本方針

ア 交通体系の整備の方針

次のような基本方針のもとに整備を進める。

○ 市民活動を支える道路交通環境の形成

主要幹線道路の整備等により都市の活動を支える道路交通環境の形成を図るとともに，交差点の改良等による渋滞解消や，情報通信技術を活用した道路交通環境の利便性の向上を図る。

○ 利便性・効率性が高い公共交通環境の形成

鹿児島市公共交通ビジョンをもとに，関係者が連携して効果的・効率的な施策を展開することにより，各地域の特性に応じた公共交通を確保し，地域の拠点間を結ぶ公共交通ネットワークを形成するとともに，鉄道及び路面電車とバス等の乗換の円滑化や利用環境の改善等による利便性と快適性の向上を図る。

○ 安全で快適な交通環境の形成

バリアフリーに配慮した交通環境の整備を進めるとともに，公共交通を快適に利用するための施設の改善を図る。また，生活道路においてゾーン30の整備等の交通安全対策を図るほか，狭隘な道路において道路拡幅等を進める。

○ 車中心から人中心への交通環境の創出

歩行者や自転車の通行空間の整備を図るとともに，自動運転等の技術革新に対応した道路のあり方について検討を行う。

○ 安心・安全な都市の形成

被災時における緊急輸送の確保等のため，道路の無電柱化を図るとともに，災害に強い道路網の形成を図る。

イ 整備水準の目標

交通体系の整備の方針に基づき、生活の利便性や歩行者の安全を図り、快適な交通環境の実現を目指す。

b 主要な施設の配置の方針

ア 道路

都市間の交流・連携の強化を図るため、主要幹線道路を配置し、産業や観光の振興を担う広域道路ネットワークを形成する。

また、都市内交通を円滑に処理するため、都市幹線道路を配置し、都市の骨格を形成する。併せて、社会経済情勢の変化や地域の実情に応じて、長期未着手都市計画道路の見直し検討を行う。

イ 鉄道等

鉄道及び路面電車については、他の交通機関との乗換の円滑化を進めること等により、利便性と快適性の向上に努める。また、路面電車については、観光路線について検討を行う。

さらに、地域の特性に応じた公共交通を確保し、地域の拠点間を結ぶ公共交通ネットワークを形成するとともに、公共交通不便地等では、コミュニティバスや乗合タクシー等の交通手段の確保を図る。

ウ その他

交通結節点等については、鉄道及び路面電車とバス等の乗換の円滑化や利用環境の改善等による利便性と快適性の向上を図る。

c 主要な施設の整備目標

概ね 10 年以内に整備を予定する主要な施設は、次のとおりとする。

種別	施設名
高規格道路	鹿児島東西幹線道路（田上 IC～甲南 IC（仮））
主要幹線道路	国道 224 号 国道 226 号 国道 328 号小山田バイパス 県道鹿児島蒲生線 県道鹿児島東市来線 県道永吉入佐鹿児島線 都市計画道路 3・3・29 号館之馬場通線 都市計画道路 3・5・74 号磯街道線 都市計画道路 3・4・94 号催馬楽坂線 都市計画道路 3・5・2 号甲突川線

都市幹線道路	県道寺山公園線 県道徳重横井鹿児島線 県道飯山喜入線 県道松元川辺線 県道小山田川田蒲生線 都市計画道路 3・5・51 号冷水通線 都市計画道路 3・4・61 号坂元寺山線 都市計画道路 3・4・67 号西清見向川原線 都市計画道路 3・4・88 号帯迫花棚線 都市計画道路 3・5・96 号武武岡線 都市計画道路 3・4・111 号惣福御所下線 都市計画道路 3・4・112 号向川原惣福線 （仮称）南清見諏訪線（延伸） 都市計画道路 3・5・3 号上園中福良線 臨港道路 鴨池中央港区線
その他	路面電車観光路線の検討

## ② 下水道及び河川の都市計画の決定の方針

### a 基本方針

#### ア 下水道及び河川の整備の方針

##### 1) 下水道

###### ① 汚水

市街化区域内においては、公共下水道の整備を進めるとともに、市街化調整区域及び非線引き都市計画区域においては、合併処理浄化槽の設置を進める。

###### ② 雨水

市街化区域内における浸水防除のため、既成市街地や土地区画整理事業区域における整備を図る。

##### 2) 河川

気候変動による水害の激甚化・頻発化に備え、あらゆる関係者が協働して流域全体で水害を軽減させる治水対策である「流域治水」を計画的に進める。

また、良好な都市環境と都市景観の形成のため、まちづくりと連携した安全でうるおいのある水辺環境の創出を図る。

### イ 整備水準の目標

#### 1) 下水道

##### ① 汚水

市街化区域内において公共下水道の処理区域の拡大を図るとともに、普及促進に努める。市街化調整区域及び非線引き都市計画区域においては合併処理浄化槽の設置を進め、公共用水域等の水質の保全に努める。

② 雨水

市街化区域内において、公共下水道の整備を進める。

2) 河川

計画的な治水対策が必要となる河川について、流域治水の考え方のもとで被害軽減対策等の実施を図るとともに、豊かな水辺環境の創出に努める。

b 主要な施設の配置の方針

ア 下水道

① 汚水

市街化区域内の未整備地区の計画的な整備や再構築に伴う処理場等の整備を行う。公共下水道の事業計画区域外における汚水処理については、合併処理浄化槽の設置を進め、牟礼岡団地及び松陽台地域では、地域下水道による生活排水処理を行う。

② 雨水

事業計画区域において計画的な整備を行う。また、事業計画区域の排水を行うために必要な施設については、事業計画区域外においても配置を行う。

イ 河川

都市の特性に応じた治水対策を進め、安全性を確保するとともに、豊かな水辺環境の創出について検討を行う。

c 主要な施設の整備目標

概ね 10 年以内に整備を予定する主要な施設は、次のとおりとする。

項目		施設名
下水道	汚水	土地区画整理事業施行区域（吉野第二地区，谷山第三地区），吉野地区等の管渠
	雨水	土地区画整理事業施行区域（吉野第二地区，谷山第三地区）等の管渠 雨水貯留施設
河川		稻荷川，新川，脇田川，甲突川

③ その他の都市施設の都市計画の決定の方針

a 基本方針

ごみ処理施設やし尿処理施設等の快適な居住環境や美しい地域環境の維持・形成及び都市機能の向上等のために必要な施設については、各地域の実情，周辺環境との調和等を考慮するとともに、適正かつ計画的な整備を図る。

b 主要な施設の配置の方針

鹿児島都市計画区域に位置する鹿児島市北部清掃工場と鹿児島市南部清掃工場でごみを焼却しており，環境の保全に配慮しつつ，長期的・安定的に適正な処理を行うとともに，ごみの減量化やリサイクル率の向上に努める。

し尿処理施設については，現在，衛生処理センターで処理している。環境への配慮と居住環境の向上の観点から，生活排水の処理計画や広域的な取組等との整合を図りつつ，効率的かつ効果的な収集・処理体制の確立に努める。

c 主要な施設の整備目標

概ね10年以内に整備を予定する施設は特にないが，必要に応じて施設整備の検討を行う。

3) 市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針

① 主要な市街地開発事業の決定の方針

市街地整備にあたっては，歴史・文化，自然等の地域特性を生かし，都市景観にも十分配慮したうえで，既存ストックを生かした既成市街地の再構築を重点に，魅力ある都市空間を形成する。

また，民間活力を積極的に活用する施策を検討・拡充し，行政と民間の連携と役割分担のもと，市街地の再開発や土地区画整理事業等の都市基盤の面的整備を効率的に進める。

② 市街地整備の目標

概ね10年以内に実施を予定する主要な事業は，次のとおりとする。

事業名	地区名
土地区画整理事業	谷山駅周辺地区，谷山第三地区
	吉野地区，吉野第二地区
	小野地区
	南伊敷地区
	郡山中央地区
市街地再開発事業	加治屋町1番街区

4) 自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針

① 基本方針

次のような基本方針のもとに整備又は保全を進める。

○ 良好な都市景観の形成

市民や観光客に親しまれる鹿児島らしい景観を継承するため，桜島や城山への眺望等，自然と市街地が一体となった雄大な眺望景観の保全を図る。

○ 緑豊かなうるおいのある都市環境の形成

緑のシンボル拠点となる公園等について広域的な利用者に対する機能の充実を図るとともに，レクリエーションの拠点となる公園等は市民のレクリエ

ーションや地域の交流の場としての活用等を図る。

その他、広く市民に親しまれる公園を充実させるため、公園の再整備等を図る。

市街地等における緑を確保するため、公共施設等の整備や一定規模以上の開発行為での緑化を図るほか、路面電車の軌道敷緑化等を図る。

なお、長期未着手の都市計画公園については、社会経済情勢の変化等を踏まえて見直しの検討を行う。

## ○ 自然環境の保全・活用

既存集落等において田園風景と調和した集落環境の維持・保全を図るとともに、郊外部で農地や山林が中心となる地区等において自然環境を保全し、農林水産業を行う場としての活用を図る。

また、貴重な植物が群生する自然環境や数少ない砂浜を生かした海とふれあえる場として自然海岸の保全・活用を図るとともに、市街地の背景となり、緑を身近に感じることができる斜面緑地等の保全・活用について検討を行う。霧島錦江湾国立公園区域等では、優れた自然環境の保全を図る。

## ② 主要な緑地の配置の方針

### a 環境保全システムの配置

- ・山間部や河川流域の豊かな自然環境、良好な田園集落環境の保全を図る。
- ・市街地に残された貴重な緑や河川環境の保全を図る。
- ・一団の山林や錦江湾沿いの美しい自然海岸等の保全を図る。

### b レクリエーションシステムの配置

- ・優れた眺望等を活かした公園の整備等による市民のふれあい空間の充実を図る。
- ・緑のレクリエーション拠点を活用した交流の促進を図る。
- ・住民ニーズに応じた調和のとれた公園・緑地の配置・拡充を図る。

### c 防災システムの配置

- ・大規模自然災害発生時の避難・救援活動の場となる公園や広場等の確保を図る。

### d 景観構成システムの配置

- ・自然と市街地が一体となった眺望景観の保全を図る。
- ・歴史・文化資源等とともに地域特有の景観を構成する緑地等の保全を図る。
- ・軌道敷の緑化や街路樹等の身近な緑の育成・創出を図る。
- ・優良な農業生産環境や緑豊かな集落景観の保全・活用を図る。

## ③ 実現のための具体の都市計画制度の方針

配置された緑地等について、整備又は保全を実現するために選択する具体の都市計画制度は次のとおり。

- ・まとまった緑地を保全するため、風致地区等の緑地保全制度の活用を図る。

- ・市街地内に残る斜面緑地を保全するための方策について検討を行う。
- ・民有地内の既存の緑地や樹林地等を保全するため、地区計画の活用等について検討を行う。
- ・低未利用土地や公共施設跡地等を活用した公園・緑地の整備等、地域の実情に応じた柔軟な公園整備を図る。
- ・土地区画整理事業による公園・緑地の創出のほか、総合設計制度の活用や開発許可による公園・緑地の創出を図る。
- ・立体都市公園制度による公園整備やまちなかウォークアブル推進事業等を活用した街路空間の広場化等、様々な制度の活用による公園・広場の創出に向けた検討を行う。
- ・地区レベルの良好な都市環境の形成を図るため、地区計画による宅地内の緑化を進める。

④ 主要な緑地の確保目標

a 概ね 10 年以内に整備を予定する主要な公園等の公共空地

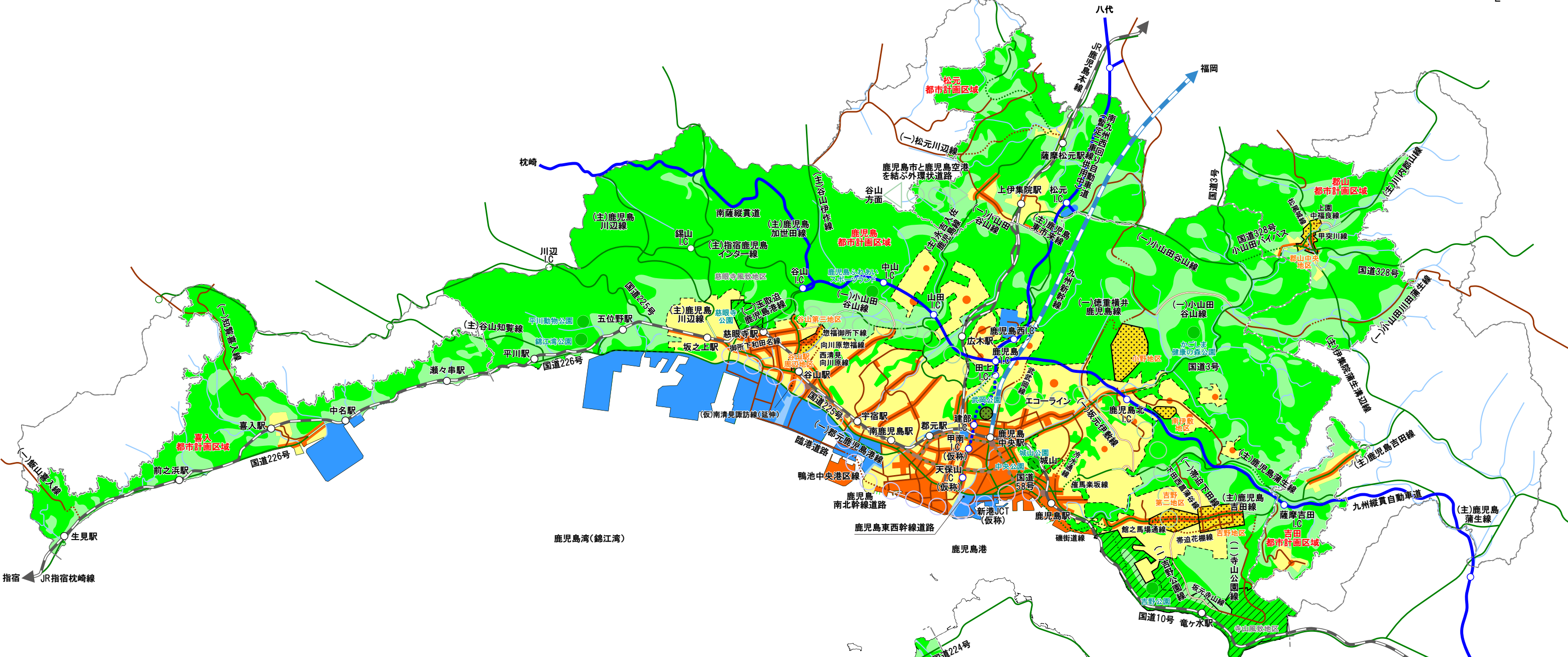
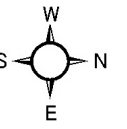
種別	名称等	規模
風致公園	武岡公園	約 4.8ha

b 概ね 10 年以内に指定予定の主要な緑地保全地域等の地域地区

- ・概ね 10 年以内に主要な緑地保全地域等の指定を行う予定はないが、必要に応じて、指定の調査検討を行う。

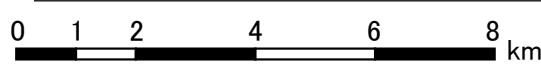


鹿児島市域 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針図



凡例

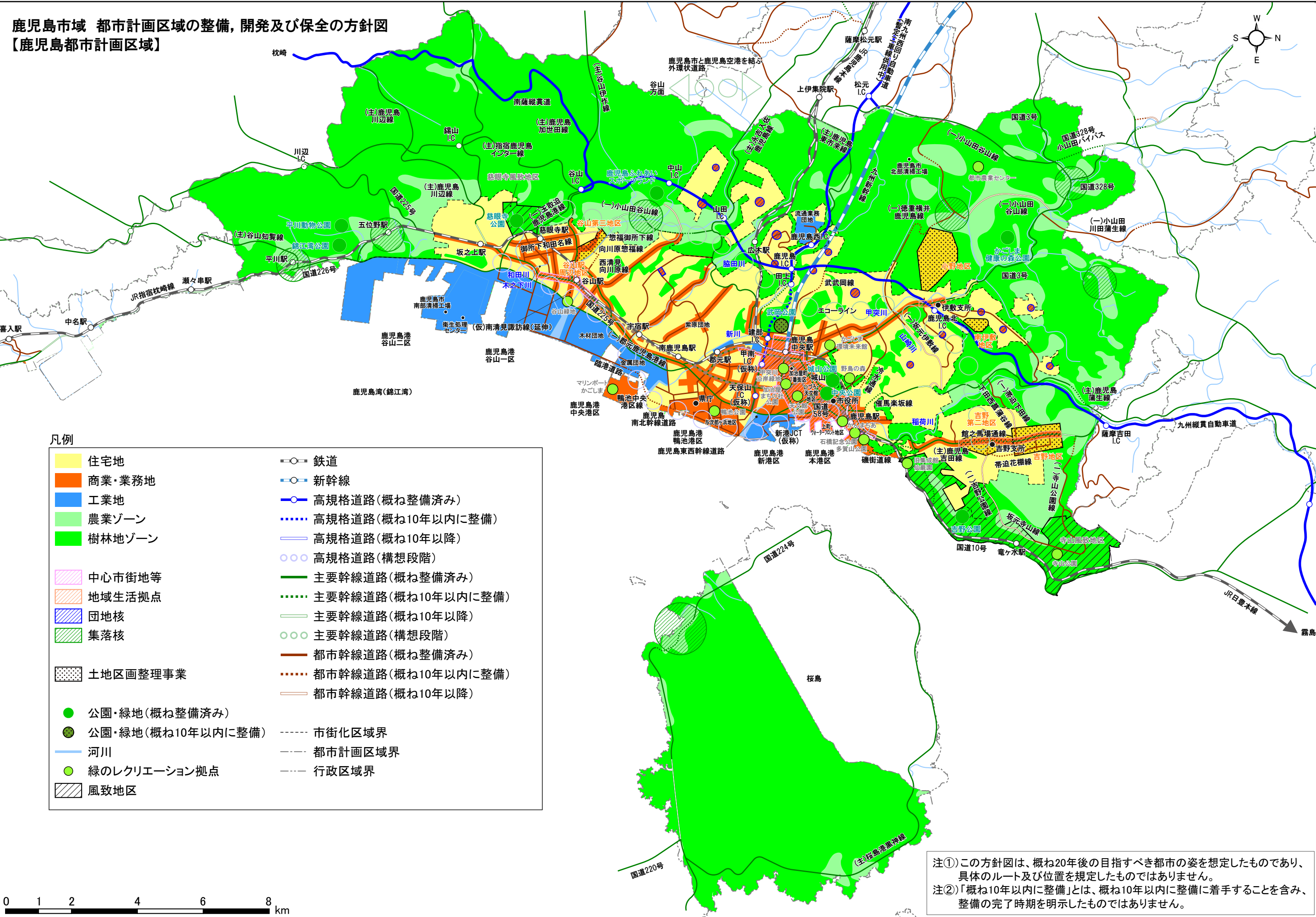
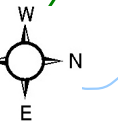
住宅地	鉄道	公園・緑地(概ね整備済み)
商業・業務地	新幹線	公園・緑地(概ね10年以内に整備)
工業地	高規格道路(概ね整備済み)	河川
農業ゾーン	高規格道路(概ね10年以内に整備)	風致地区
樹林地ゾーン	高規格道路(概ね10年以降)	市街化区域界
土地区画整理事業	高規格道路(構想段階)	都市計画区域界
	主要幹線道路(概ね整備済み)	行政区域界
	主要幹線道路(概ね10年以内に整備)	
	主要幹線道路(概ね10年以降)	
	主要幹線道路(構想段階)	
	都市幹線道路(概ね整備済み)	
	都市幹線道路(概ね10年以内に整備)	
	都市幹線道路(概ね10年以降)	



注①)この方針図は、概ね20年後の目指すべき都市の姿を想定したものであり、  
 具体的なルート及び位置を規定したものではありません。  
 注②)「概ね10年以内に整備」とは、概ね10年以内に整備に着手することを含み、  
 整備の完了時期を明示したものではありません。

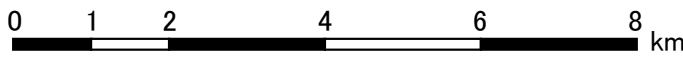


鹿児島市域 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針図  
【鹿児島都市計画区域】



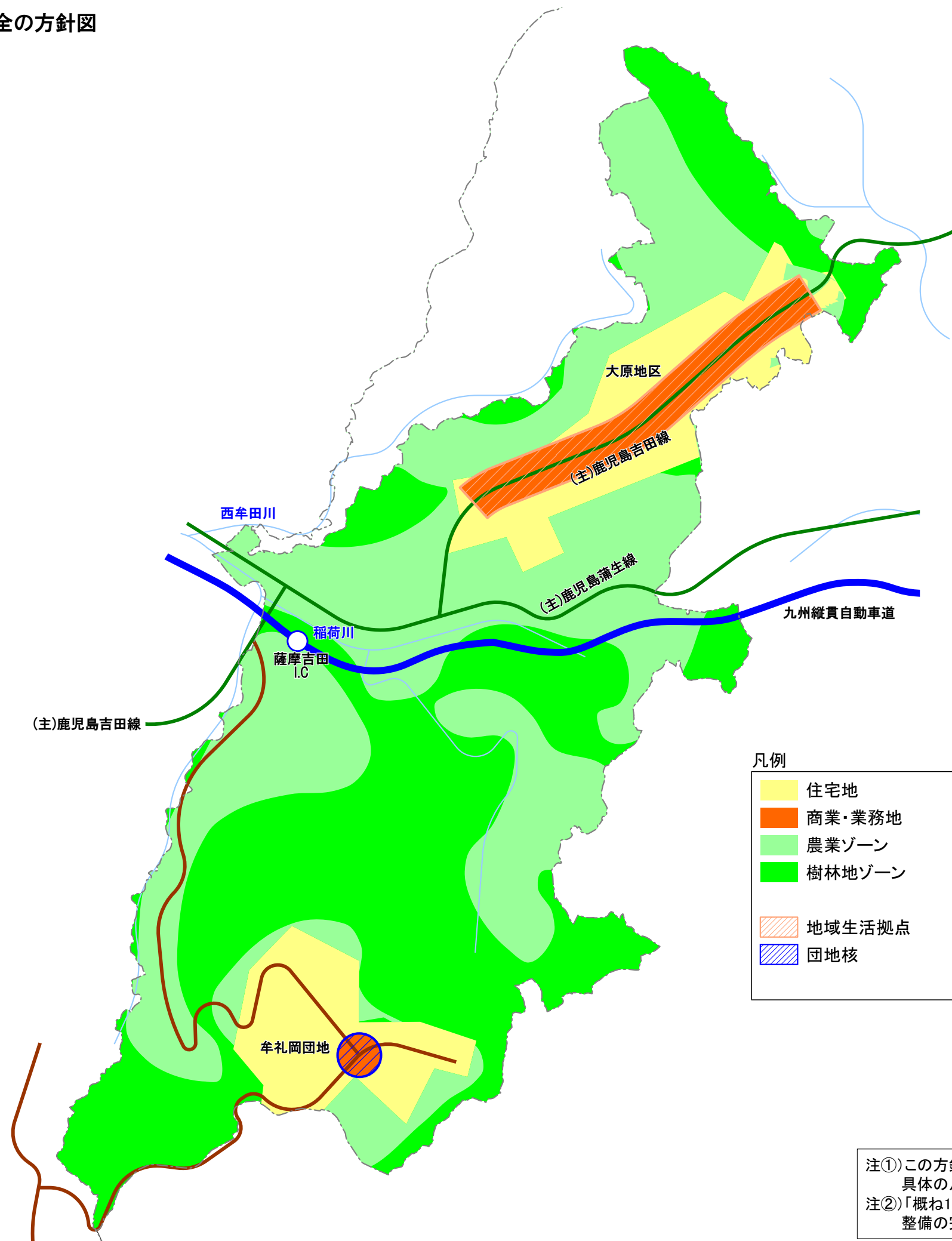
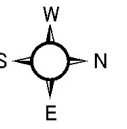
凡例

住宅地	鉄道
商業・業務地	新幹線
工業地	高規格道路(概ね整備済み)
農業ゾーン	高規格道路(概ね10年以内に整備)
樹林地ゾーン	高規格道路(概ね10年以降)
中心市街地等	高規格道路(構想段階)
地域生活拠点	主要幹線道路(概ね整備済み)
団地核	主要幹線道路(概ね10年以内に整備)
集落核	主要幹線道路(概ね10年以降)
土地区画整理事業	主要幹線道路(構想段階)
公園・緑地(概ね整備済み)	都市幹線道路(概ね整備済み)
公園・緑地(概ね10年以内に整備)	都市幹線道路(概ね10年以内に整備)
河川	都市幹線道路(概ね10年以降)
緑のレクリエーション拠点	市街化区域界
風致地区	都市計画区域界
	行政区域界



注①)この方針図は、概ね20年後の目指すべき都市の姿を想定したものであり、  
具体的なルート及び位置を規定したものではありません。  
注②)「概ね10年以内に整備」とは、概ね10年以内に整備に着手することを含み、  
整備の完了時期を明示したものではありません。

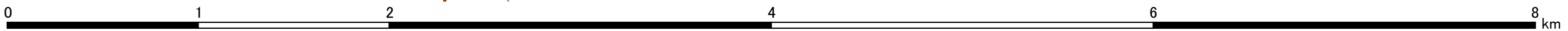
鹿児島市域 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針図  
【吉田都市計画区域】



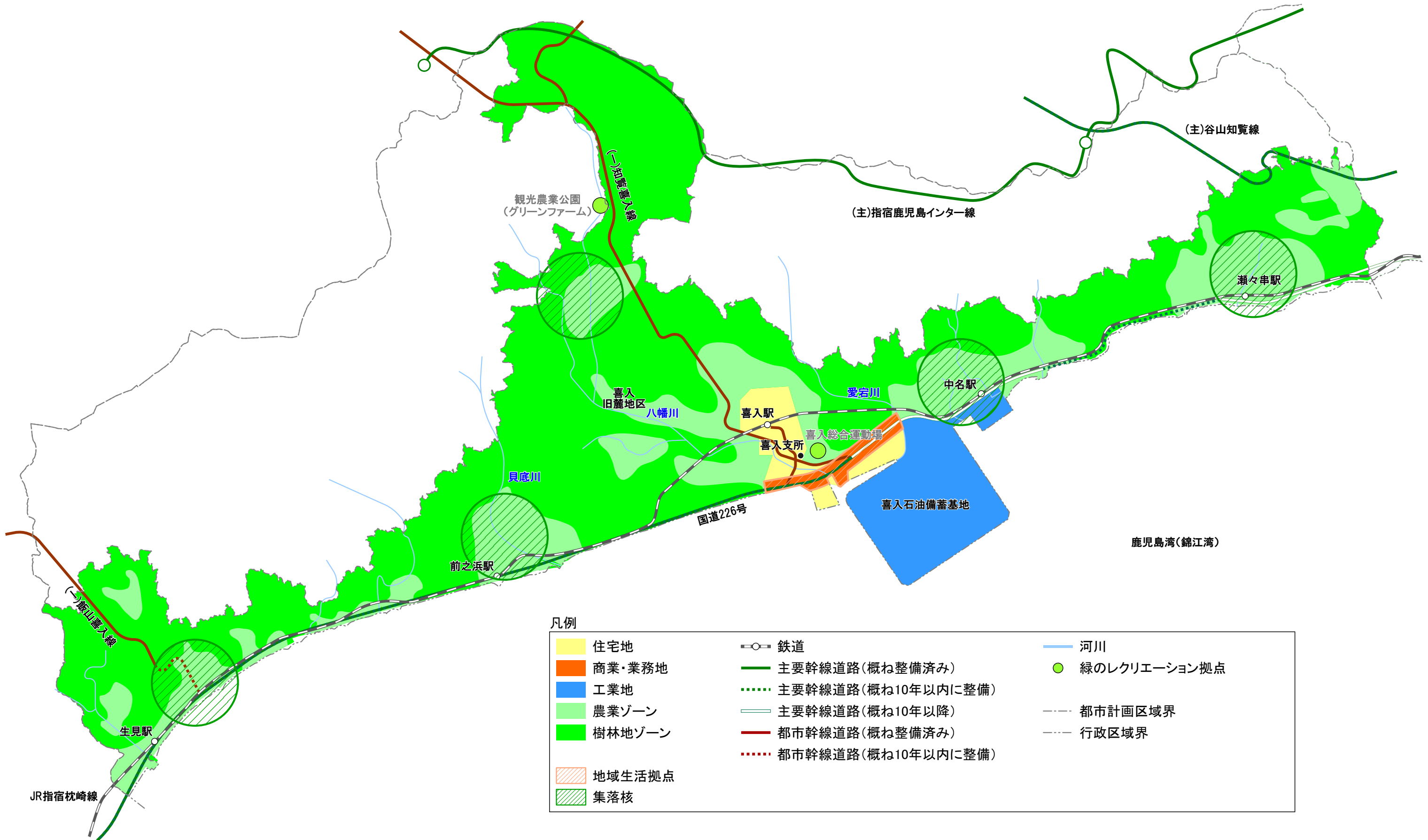
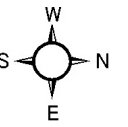
凡例

住宅地	高規格道路(概ね整備済み)
商業・業務地	主要幹線道路(概ね整備済み)
農業ゾーン	都市幹線道路(概ね整備済み)
樹林地ゾーン	河川
地域生活拠点	都市計画区域界
団地核	行政区域界

注①)この方針図は、概ね20年後の目指すべき都市の姿を想定したものであり、  
 具体のルート及び位置を規定したものではありません。  
 注②)「概ね10年以内に整備」とは、概ね10年以内に整備に着手することを含み、  
 整備の完了時期を明示したものではありません。



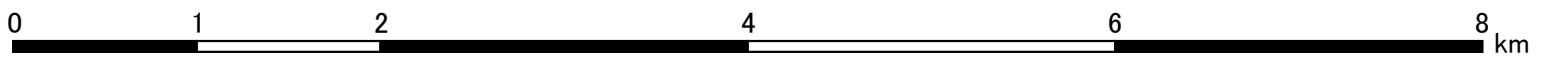
鹿児島市域 都市計画区域の整備, 開発及び保全の方針図  
【喜入都市計画区域】



凡例

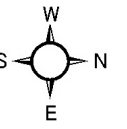
住宅地	鉄道	河川
商業・業務地	主要幹線道路(概ね整備済み)	緑のレクリエーション拠点
工業地	主要幹線道路(概ね10年以内に整備)	都市計画区域界
農業ゾーン	主要幹線道路(概ね10年以降)	行政区域界
樹林地ゾーン	都市幹線道路(概ね整備済み)	
地域生活拠点	都市幹線道路(概ね10年以内に整備)	
集落核		

注①)この方針図は、概ね20年後の目指すべき都市の姿を想定したものであり、  
 具体的なルート及び位置を規定したものではありません。  
 注②)「概ね10年以内に整備」とは、概ね10年以内に整備に着手することを含み、  
 整備の完了時期を明示したものではありません。



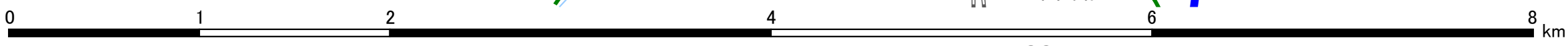
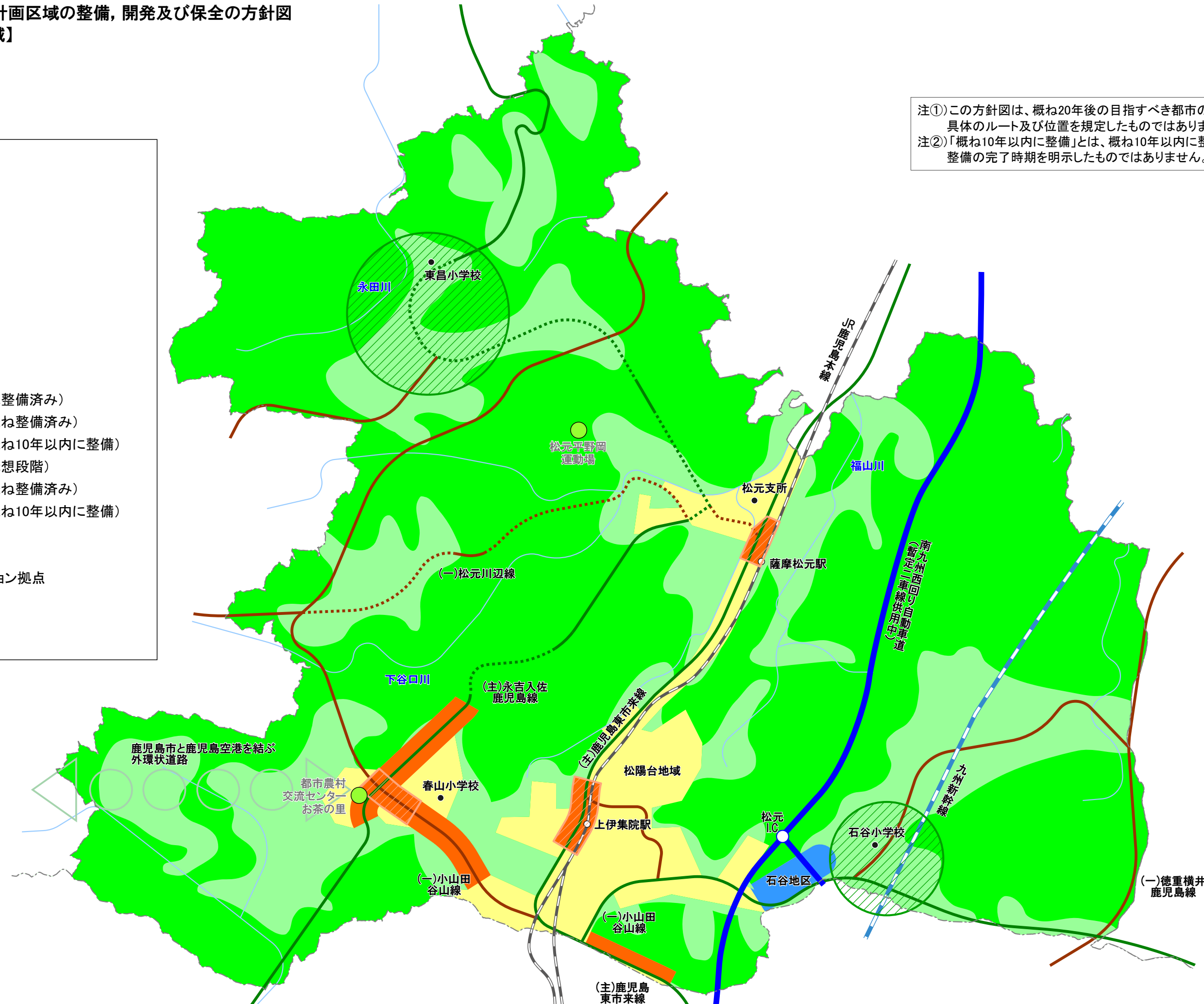


鹿児島市域 都市計画区域の整備, 開発及び保全の方針図  
【松元都市計画区域】

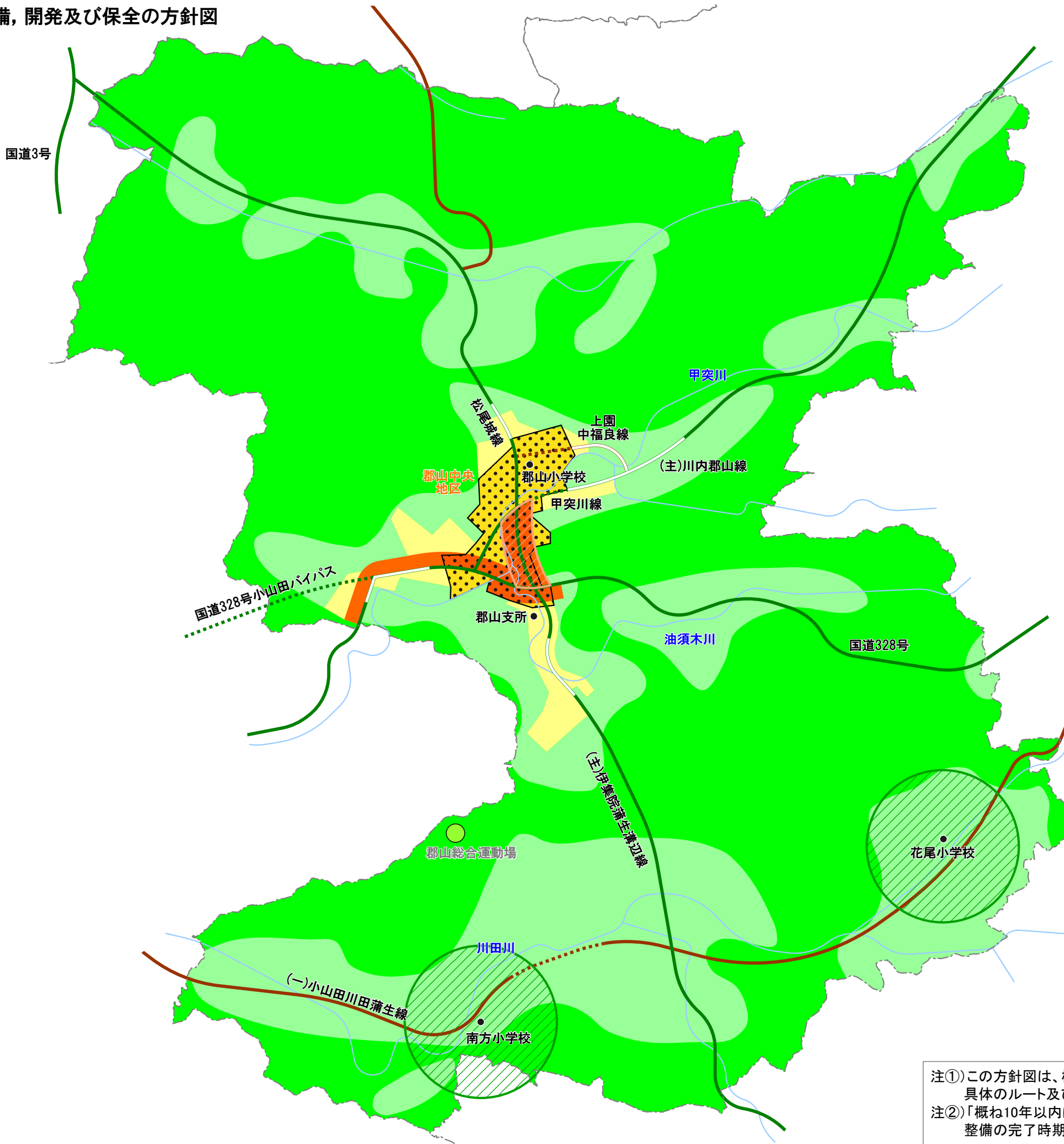
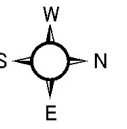


注①この方針図は、概ね20年後の目指すべき都市の姿を想定したものであり、  
 具体的なルート及び位置を規定したものではありません。  
 注②「概ね10年以内に整備」とは、概ね10年以内に整備に着手することを含み、  
 整備の完了時期を明示したものではありません。

- 凡例
- 住宅地
  - 商業・業務地
  - 工業地
  - 農業ゾーン
  - 樹林地ゾーン
  - 地域生活拠点
  - 集落核
  - 鉄道
  - 新幹線
  - 高規格道路(概ね整備済み)
  - 主要幹線道路(概ね整備済み)
  - 主要幹線道路(概ね10年以内に整備)
  - 主要幹線道路(構想段階)
  - 都市幹線道路(概ね整備済み)
  - 都市幹線道路(概ね10年以内に整備)
  - 河川
  - 緑のレクリエーション拠点
  - 都市計画区域界
  - 行政区境界



鹿児島市域 都市計画区域の整備, 開発及び保全の方針図  
【郡山都市計画区域】



- 凡例
- 住宅地
  - 商業・業務地
  - 農業ゾーン
  - 樹林地ゾーン
  - 地域生活拠点
  - 集落核
  - 土地区画整理事業
  - 主要幹線道路(概ね整備済み)
  - 主要幹線道路(概ね10年以内に整備)
  - 主要幹線道路(概ね10年以降)
  - 都市幹線道路(概ね整備済み)
  - 都市幹線道路(概ね10年以内に整備)
  - 都市幹線道路(概ね10年以降)
  - 河川
  - 緑のレクリエーション拠点
  - 都市計画区域界
  - 行政区境界

注①この方針図は、概ね20年後の目指すべき都市の姿を想定したものであり、  
 具体的なルート及び位置を規定したものではありません。  
 注②「概ね10年以内に整備」とは、概ね10年以内に整備に着手することを含み、  
 整備の完了時期を明示したものではありません。

